原子力規制委員会行政文書管理要領(原規総発第120919005号)の一部を以下の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は平成 24 年 11 月 7 日から施行する。

旧 規 程	新 規 程
原子力規制委員会行政文書管理要領を次のように定め	原子力規制委員会行政文書管理要領を次のように定める。
る。	
平成24年11月7日	平成24年11月7日
原子力規制委員会 公印	原子力規制委員会 公印
原子力規制委員会行政文書管理要領	原子力規制委員会行政文書管理要領
別表第3(原子力規制法令)	別表第3(原子力規制法令)
(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関す	(1)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)
る法律(昭和32年法律第166号)関係	関係

事項	主管	専決	専決	合議	委員会への	事項	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への
番号	課	事項	者	者	報告の要否	番号					報告の要否
1,2	(略)	•	ı	•		1,2	(略)		•		
	1					3	核物質	原子炉等規制法第12条の2第1	<u>長官</u>		<u>要</u>
							防護室	項の規定による製錬事業者の核物			
								質防護規定の変更の認可(軽微な			
								変更の認可に関するものに限る。)			
								<u>に関すること。</u>			
<u>3~11</u>	(略)					<u>4~12</u>	(略)				
	•					<u>13</u>	核物質	原子炉等規制法第22条の6第1	長官		<u>要</u>
							防護室	項の規定による加工事業者の核物			
								質防護規定の変更の認可(軽微な			
								変更の認可に関するものに限る。)			
								に関すること。			
12~21	(略)					14~23	(略)				
						<u>24</u>	核物質	原子炉等規制法第43条の2第1	長官		<u>要</u>
							防護室	項の規定による原子炉設置者の核			
								物質防護規定の変更の認可(軽微			
								な変更の認可に関するものに限			
								る。) に関すること。			

<u>22~27</u> (略)
<u>34~39</u> (略)
<u>40~46</u> (略)
40 · 40 (吨)

(略)				
核物質	原子炉等規制法第43条の25第	<u>長官</u>		<u>要</u>
防護室	1項の規定による使用済燃料貯蔵			
	事業者の核物質防護規定の変更の			
	認可(軽微な変更の認可に関する			
	ものに限る。)に関すること。			
(略)				
核物質	原子炉等規制法第50条の3第1	<u>長官</u>		<u>要</u>
防護室	項の規定による再処理事業者の核			
	物質防護規定の変更の認可(軽微			
	な変更の認可に関するものに限			
	る。) に関すること。			
(略)				
核物質	原子炉等規制法第51条の23第	<u>長官</u>		<u>要</u>
防護室	1項の規定による廃棄事業者の核			
	物質防護規定の変更の認可(軽微			
	な変更の認可に関するものに限			
	る。) に関すること。			
(略)				
	核 防	原子炉等規制法第43条の25第	原子炉等規制法第43条の25第 長官 1項の規定による使用済燃料貯蔵 事業者の核物質防護規定の変更の 認可(軽微な変更の認可に関する ものに限る。)に関すること。	核物質 原子炉等規制法第43条の25第 長官 1項の規定による使用済燃料貯蔵 事業者の核物質防護規定の変更の 認可(軽微な変更の認可に関する ものに限る。)に関すること。

				T	
	<u>53</u>	核物質	原子炉等規制法第57条の2第1	<u>長官</u>	<u>要</u>
		防護室	項の規定による使用者の核物質防		
			護規定の変更の認可(軽微な変更		
			の認可に関するものに限る。) に関		
			<u>すること。</u>		
<u>47~65</u> (略)	<u>54~72</u>	(略)			
	<u>73</u>	核物質	原子炉等規制法第72条第1項の	<u>長官</u>	<u>要</u>
		<u>防護室</u>	規定による国家公安委員会又は海		
			上保安庁長官の意見の聴取に関す		
			ること(軽微な変更の認可に関す		
			<u>るものに限る。)</u>		
<u>66 ~</u> (略)	<u>74 ∼</u>	(略)			
112	<u>120</u>				
		•			<u> </u>